

物品売買契約書（案）

- 品名・規格・数量 別記物品調書のとおり
- 売 買 金 額 金 円（消費税及び地方消費税含む）
- 契 約 保 証 金 契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額
※財務規則第131条に該当する場合は免除
- 納 入 場 所 住田町役場（気仙郡住田町世田米字川向88番地1）
- 納 入 期 限 令和9年1月22日

〇〇〇〇（以下「受注者」という。）と、住田町（以下「発注者」という。）とは、上記物品の売買について、次の契約条項のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は別記物品調書の物品（以下「契約物品」という。）を発注者に売り渡し、発注者はこれを買受け、その対価として売買金額を受注者に支払うこととする。

第2条 受注者は納入期限までに契約物品を納入場所に納入することとし、発注者はその納入を受けたときは、速やかに受注者又は受注者の指定する者の立会いのうえ当該物品を検収し、この検収の合格をもって納入の完了とする。

2 受注者又は受注者の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。

3 契約物品の所有権は、第1項の検収に合格した時に受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、受注者の負担とする。

第3条 受注者は、検収の結果不合格となった物品を引き取り、代品を納入するものとする。この場合における納入期限は、発注者が別に指示する場合を除き頭書5のとおりとし、検収は、前条の定めるところによる。

第4条 発注者は、納入が完了した後において、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。

第5条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により前条に定める代価の支払いを遅延した場合は、遅延日数に応じ、その支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号。以下「遅延利息率」という。）で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

第6条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに納入（第3条に規定する代品の納入を含む。）しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額に対して、遅延利息率で計算した額の違約金を発注者に支払わ

なければならない。

第7条 受注者は、契約物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。

第8条 受注者又は発注者は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約の定めるところを変更するため、相手方に協議することができる。

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が期限内に契約を履行しない、又は履行する見込みがないと認められる場合
- (2) 受注者から契約解除の申出があった場合
- (3) 受注者が契約の履行について不正の行為をした場合
- (4) その他受注者又はその代理人がこの契約に違反した場合
- (5) この契約を締結するにあたり、詐欺行為があった、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した事実が明らかになった場合
- (6) 受注者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

第10条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ又はその権利を担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第12条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、両者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

岩手県気仙郡住田町世田米字川向 99 番地 9
受注者 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 △△ △△

岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
発注者 住田町
住田町長 神田 謙一

別記

物品調書

| 調達する物品 | 数量 | 規格等 |
|-------------|-----|------------------------|
| LED バルーン投光器 | 6 基 | ・ LED バルーン EMB106LIE-F |